

第1回中野市 老人福祉計画 策定懇話会次第
介護保険事業計画

日時：令和5年8月3日（木）

午後1時30分から

場所：市役所 会議室42、43

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長及び副会長の互選について

資料1

会 長 _____

副会長 _____

5 老人福祉計画・介護保険事業計画の策定について

資料2

6 中野市の概況について

資料3

7 その他

8 閉 会

中野市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定懇話会委員名簿

区分	推薦団体等	氏名（敬称略）	備考
識見を有する者	中高医師会	丸谷 和洋	
	中高歯科医師会	小林 強	
	中高薬剤師会	南 修	
	中野市区長会	湯本 和彦	
保健、医療及び福祉関係者	北信総合病院	畔上 正人	
	佐藤病院	杉浦 宏子	
	中野市民生児童委員協議会	六川 雄一	
	中野市社会福祉協議会	田村 安則	
	中野市シニアクラブ連合会	小林 伸雄	
	中野市身体障がい者福祉協会	矢澤 則夫	
	中野市ボランティア連絡協議会	齋藤 文子	
	北信圏域介護保険事業者連絡協議会	松島 治恵	介護支援専門員分
	北信圏域介護保険事業者連絡協議会	竹内 恵美子	デイサービス事業者分
	長野県宅老所・グループホーム連絡会北信支部	石塚 豊	
	北信広域連合	佐藤 智弘	
	中野市保健補導員会	春原 智子	
介護保険被保険者	一般公募	浅野 一彦	
	一般公募	櫻井 恭子	
	一般公募	竹内 敏子	
	一般公募	山岸 洋子	

	職名等	氏名	備考
事務局	健康福祉部長	高山 康代	
	高齢者支援課長	宮嶋 清	
	高齢者支援課長補佐兼介護保険係長	早見 薫	
	介護予防包括支援係長	児玉 登美江	
	長寿福祉係長	高橋 しのぶ	
	介護保険係	長嶺 健司	

中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会設置要綱

平成26年 4 月 24 日 告示第51号

(設置)

第 1 条 中野市老人福祉計画及び中野市介護保険事業計画の策定に当たり、中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 老人福祉計画の策定に関する事項
- (2) 介護保険事業計画の策定に関する事項

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から計画の策定が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が座長となる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 31 日 告示第43号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

老人福祉計画・介護保険事業 計画の策定について

1 老人福祉計画・介護保険事業計画について

1-1 計画の概要

「老人福祉計画・介護保険事業計画」は、中野市の高齢者福祉施策や介護保険事業の基本的な指針・方向性を示し、取り組むべき施策等について記したもので、この計画を基に高齢者福祉施策と介護保険事業を総合的に展開しています。

■ 老人福祉計画とは

老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」で、高齢者を対象とした居宅生活支援や福祉施設等(老人福祉法に定められた「老人福祉事業」)に関する目標量とその確保方策について定める計画です。この計画は、介護保険事業計画と一体的に作成することとされています。

■ 介護保険事業計画とは

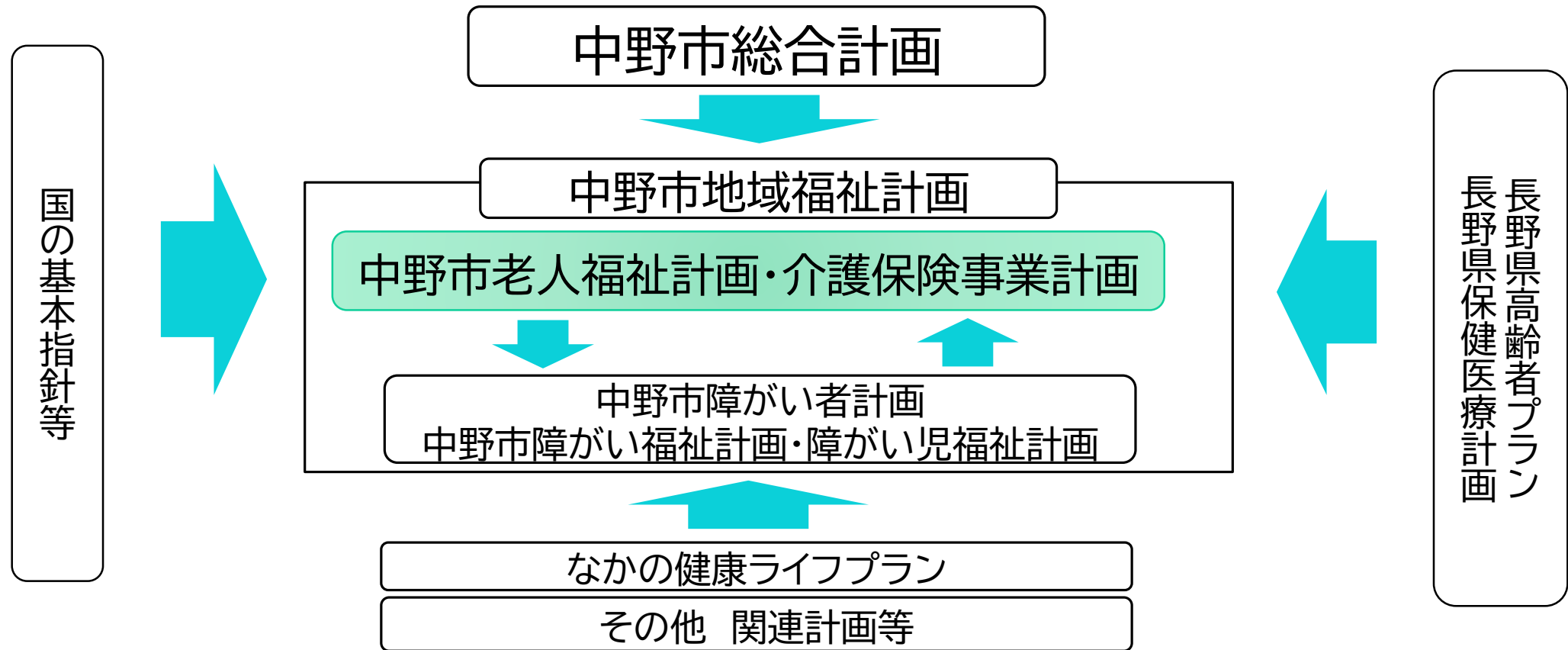
介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」で、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施することを目標として、必要なサービス量の見込みやその確保方策について定める計画です。この計画は、3年を1期として策定することとされています。

□現行計画は第8期計画となっており、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の考え方による支援体制の整備や、地域包括ケアシステムの構築・深化を目標として「第2次中野市総合計画」における健康・福祉分野での基本政策である「支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり」に取り組んでいます。

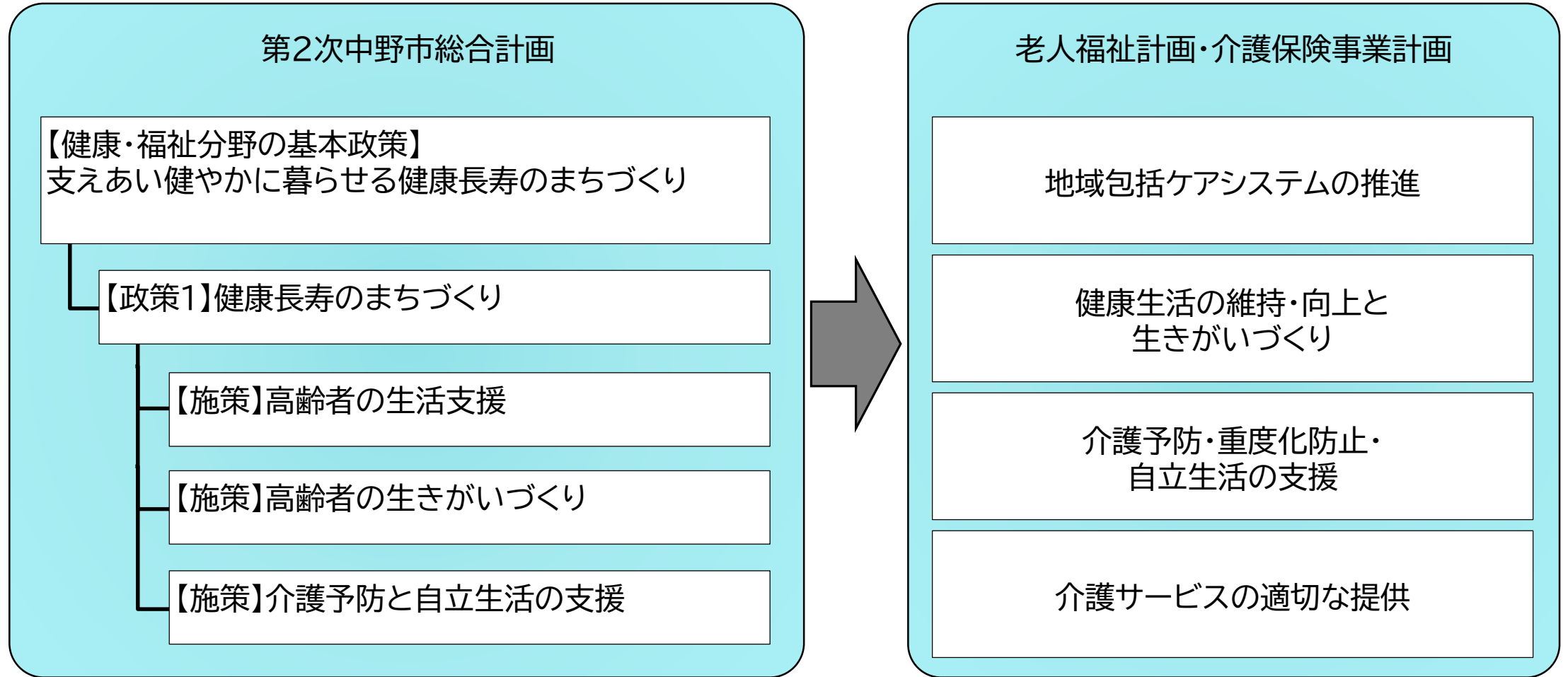
□第8期計画は今年度（令和5年度）までが計画期間となっており、新たに来年度（令和6年度）から令和8年度までを計画期間とする第9期「老人福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定していくものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「中野市総合計画」の方向性に基づいた高齢者施策に関する計画であり、国の基本指針等を踏まえ、「中野市地域福祉計画」を上位計画として、「中野市障がい者計画」や「中野市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「なかの健康ライフプラン21」等の関連計画との整合を図りながら策定するものです。



【総合計画と第8期画の施策】



1-3 計画の期間

本計画は3年間を1期とする計画で、令和6年度から令和8年度を計画期間とします。

令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	…	令和22年度 (2040)	…	
第8期計画 (現在)			第9期計画			第10期計画			…			令和22年度 (2040)	…
			団塊世代が 75歳以上									団塊ジュニア 世代が 75歳以上	

1-4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメントにより、市民の意見を広く聴取し反映するとともに、「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会」(本会)においても意見聴取を行ってまいります。

1-4 計画の策定スケジュール

	市	県	国
令和4年	・高齢者等実態調査(アンケート)の実施		
令和5年			
6月	・懇話会委員の依頼		
7月	・計画策定支援業務委託業者との契約	情報提供(県連絡会議経由)	・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(基本指針案の提示)
8月	・第1回計画策定懇話会		・推計ツールの提供
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等実態調査の分析 ・第8期計画の振り返り ・基礎データの整理・分析 ・各種推計 ・素案作成 ・サービス見込み量の設定 ・保険料の設定 ・計画案作成 	市町村との広域調整	都道府県との調整
10月			
11月	・第2回計画策定懇話会		・報酬改定率等の係数を設定
12月			
令和6年			
1月	・計画案のパブリックコメント ・第3回計画策定懇話会		
2月	・計画の決定 ・改正介護保険条例の議案提出		・介護報酬改定
3月	・新計画を議会に報告 ・介護保険条例の改正		
4月	老人福祉計画・第9期介護保険事業計画スタート		

2 国の基本指針見直しのポイント

令和5年2月の厚生労働省第106回社会保障審議会介護保険部会で示されている国の第9期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイントは以下のとおりです。

2-1 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含めて検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を 計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護地域密着型サービスの更なる普及

2-2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援主体として観念することが重要
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための 医療・介護情報基盤の整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

2-3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進。

中野市概況 (介護保険事業関係)

1 中野市の人口の推移

中野市の人口の推移をみると、総人口は平成12年をピークに減少しており、令和2年（2020年）は42,338人となっています。今後の推計においても総人口は減少していくことが見込まれており、令和22年（2040年）には33,022人となることが予想されています。また、高齢者人口は徐々に増加しており、令和2年以降はほぼ横ばいで推移していくと見込まれており、年齢4区分の割合の変化をみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向にあり、「65～74歳」「75歳以上」は増加傾向にあります。

表1-1年齢階層別 人口推移

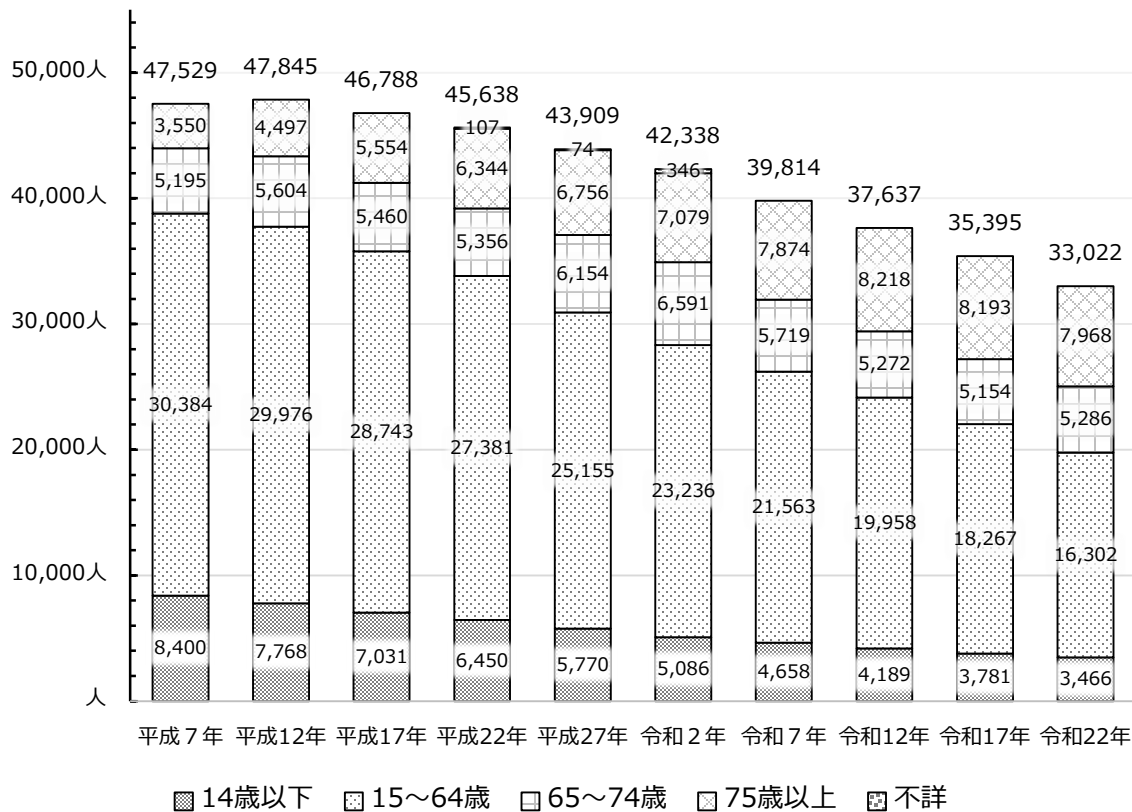
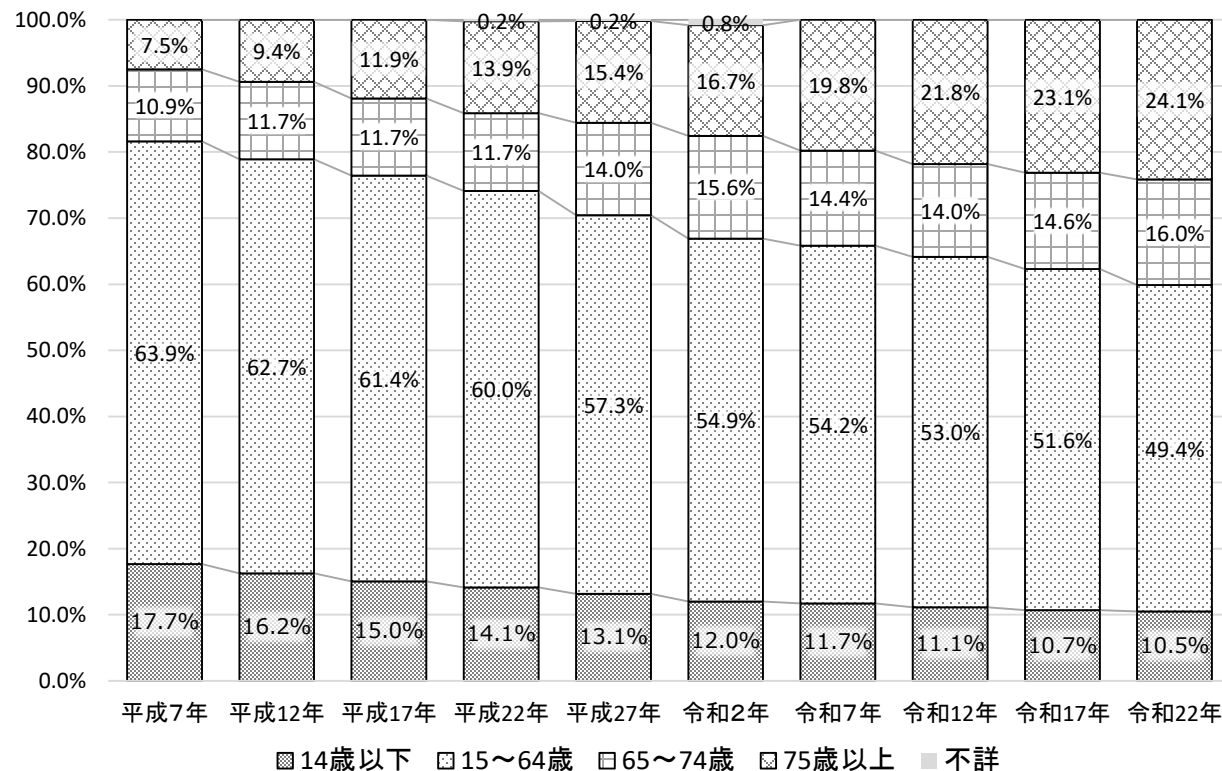


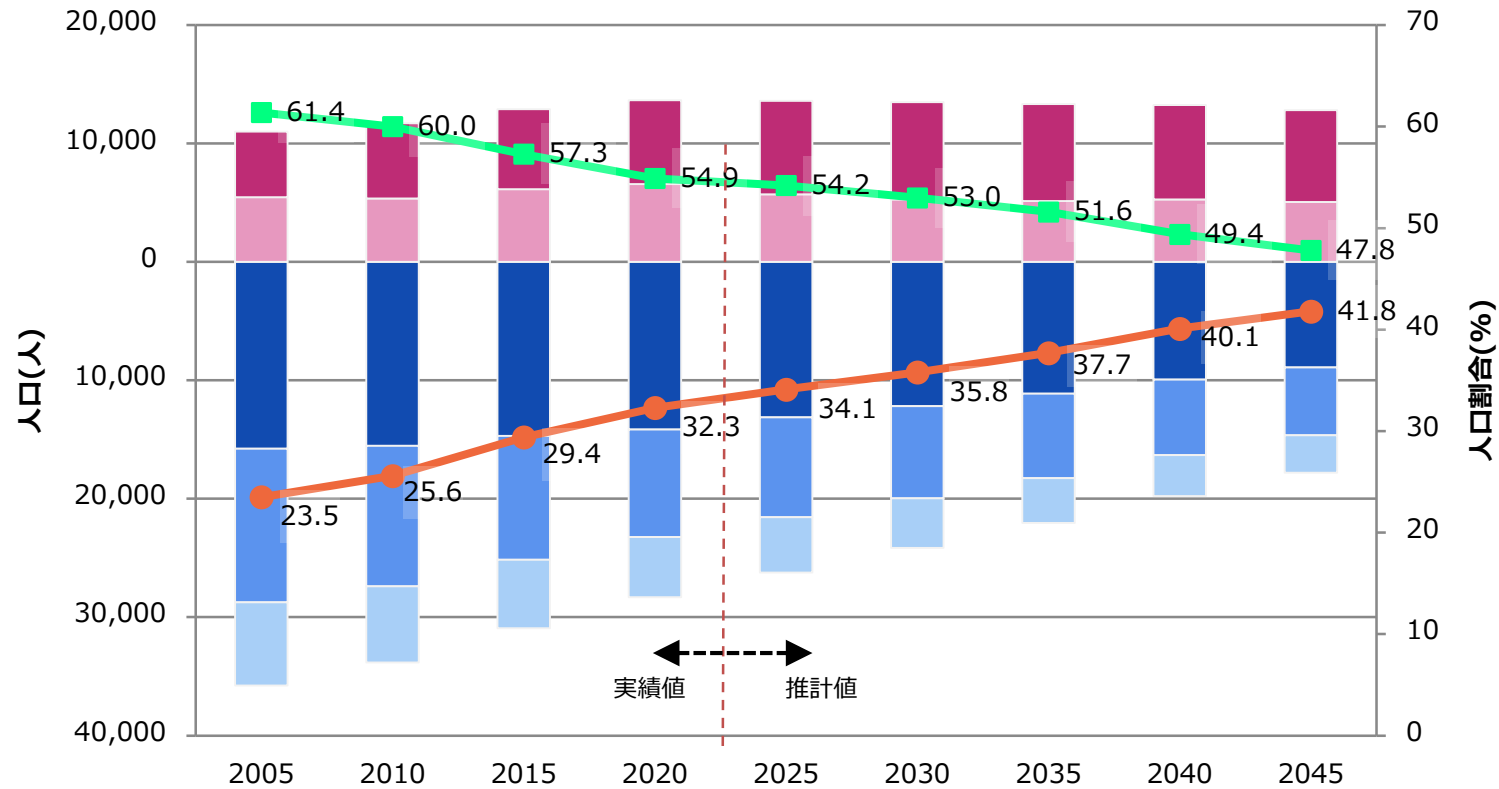
表1-2年齢階層別 構成比率 推移



【出典】令和2年まで：総務省「国勢調査」、令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より

人口の減少のうち、とりわけ生産年齢人口割合の減少率に反比例して、高齢化率は上昇を続けており、中野市においても長野県、全国と同様に「超高齢社会」が一層進むことが予想されています。

表1-3高齢化率・生産年齢人口割合の推移



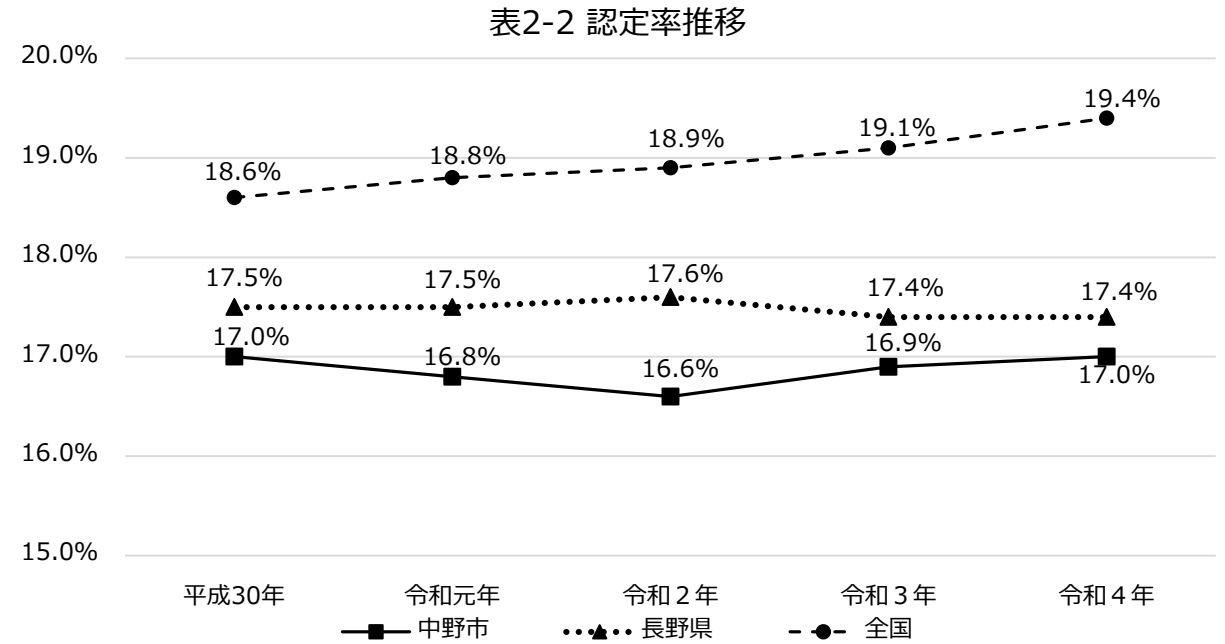
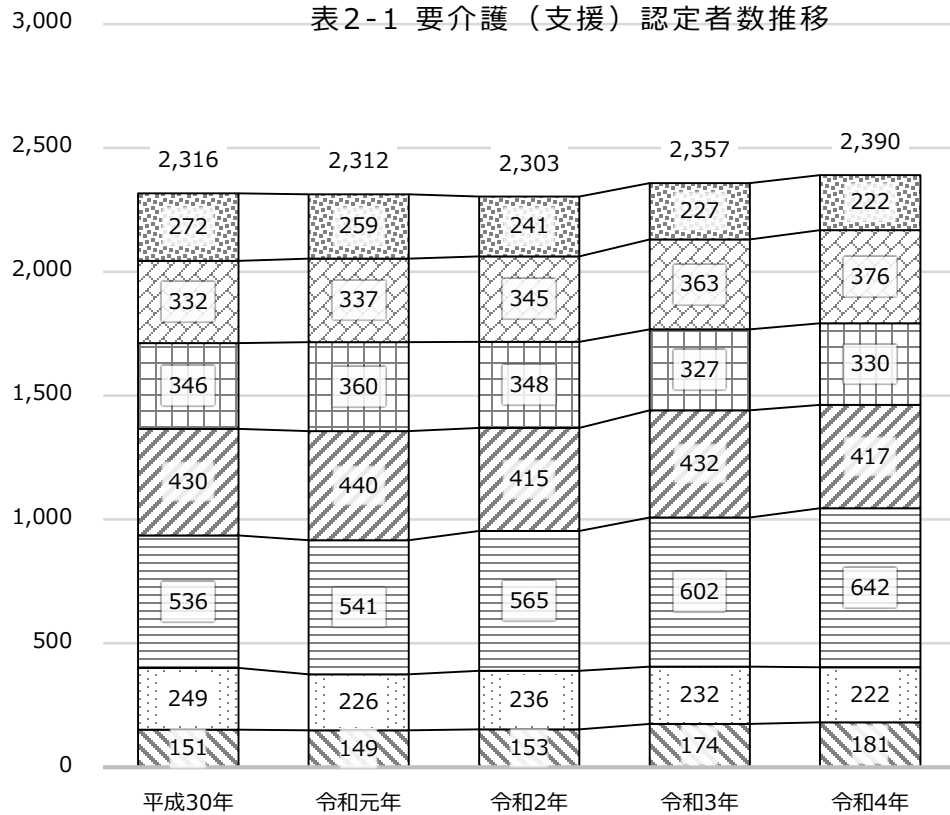
中野市の高齢化率の降順		
(2015年10月時点)		
長野県内	45番目	63保険者
全国	936番目	1,570保険者
(2025年の推計値)		
長野県内	47番目	63保険者
全国	937番目	1,512保険者
(2040年の推計値)		
長野県内	47番目	63保険者
全国	894番目	1,512保険者

- 75歳以上
- 65歳～75歳未満
- 15歳未満
- 15歳～40歳未満
- 40歳～65歳未満
- 高齢化率
- 生産年齢人口割合

(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」
 2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

2 要支援・要介護認定者数の推移

中野市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、概ね2,300人台で推移しながら微増傾向にあります。また、介護度別では「要支援1・2」が横ばい傾向であるほか、「要介護1」が特に増加しています。認定率については、約17%で推移しており、長野県、全国の認定率を下回っています。全国的には介護認定の認定率は年々上昇傾向にあるといえます。



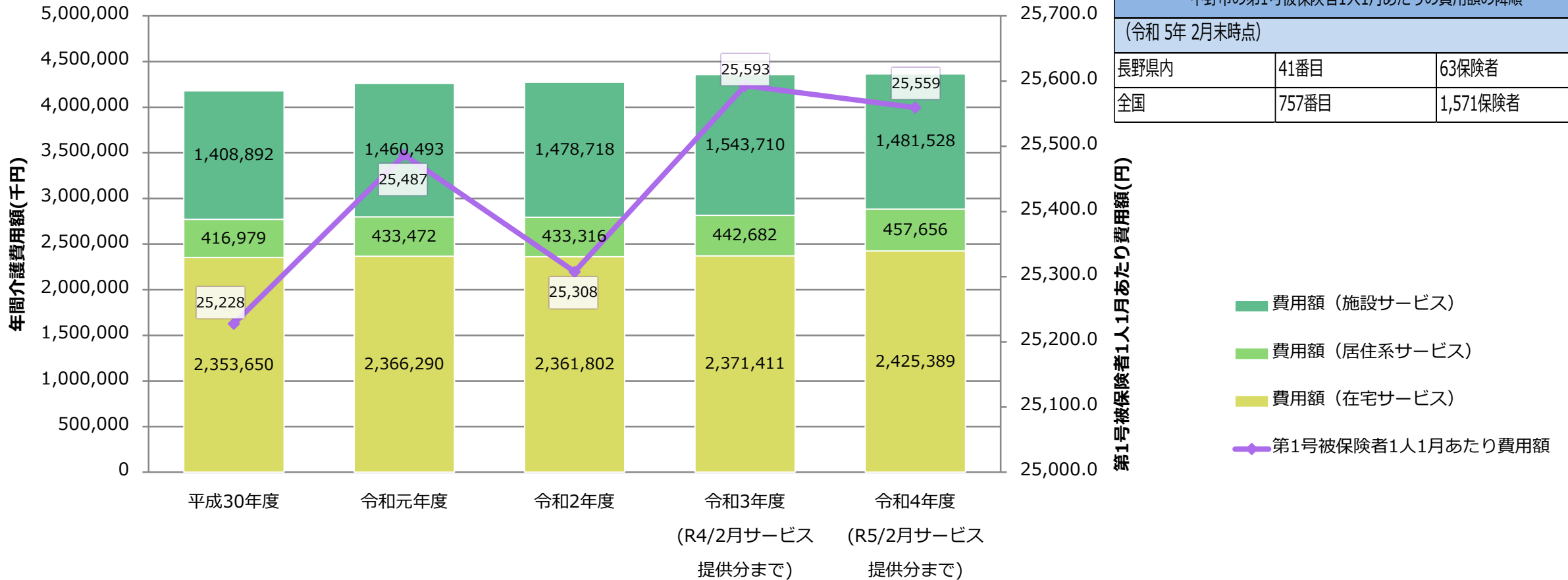
中野市の認定率の降順 (令和5年4月末時点)		
長野県内	31番目	63保険者
全国	1,143番目	1,571保険者

【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（各年度9月末時点）

3 介護費用額の推移

サービス区分別の介護費用の推移については、総額が40億程で年々増加傾向にあり、特に在宅サービス費が増加しています。また、被保険者1人/月当たりのサービス費は2万5千円程で推移しており、全体的には増加傾向にあります。

表3 介護費用額推移



長野県内	41番目	63保険者
全国	757番目	1,571保険者

(出典) 【費用額】平成26年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計（※補足給付は費用額に含まれていない）
 【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出